

平成25年第4回東大和市議会総務委員会記録

平成25年9月12日（木曜日）

出席委員（8名）

委員長	押本修君	副委員長	佐竹康彦君
委員	尾崎利一君	委員	二宮由子君
委員	蜂須賀千雅君	委員	関田正民君
委員	尾崎信夫君	委員	中野志乃夫君

欠席委員（なし）

委員外議員（1名）

4番 実川圭子君

議会事務局職員（4名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	下村和郎君	主事	吉川和宏君

出席説明員（3名）

副市長	小島昇公君	総務部長	北田和雄君
防災安全課長	鈴木俊雄君		

会議に付した案件

（1）所管事務調査

東大和市議会における災害対策に関すること

（2）特定事件調査

行政視察について

午前 9時28分 開議

○委員長（押本 修君） ただいまから平成25年第4回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

○委員長（押本 修君） 初めに、所管事務調査 東大和市議会における災害対策に関すること、本件を議題に供します。

本日は、市側の意見を聞くことにしておりますので、出席を求めました。

それでは、皆様からお聞きしたいことがありましたら、御発言をお願いいたします。

○委員（佐竹康彦君） 市側と議会側というのは、役割が違うということなんですけれども、災害時に、議会、議員に、市として、こういうことをやってほしいというようなことがございましたら、ぜひ忌憚なく御意見お聞かせいただければと思います。

○副市長（小島昇公君） おはようございます。

ただいまの御質問でございますが、災害時、市議会議員の皆さんには、日ごろの地域活動の経験を生かして、地域のリーダー的な役割というのを市としては、期待をさせていただいております。

市の災害対策本部との関係で申し上げますと、災害が発生をいたしますと、しばらくの間、市の災害対策本部も、通常の大きな水が出たときを例にとりましても、大変混乱が予想されます。そのために、個々の議員さんの皆様へ情報を提供させていただくことや、お問い合わせにお答えするというのが、個々の対応というのは非常に難しいかなということを想定しております。

そこで、万が一のときに、災害対策本部と議会との連絡窓口が、一本化が図れば非常にいいのかなと考えております。議員の皆様には、最新の情報を同時に提供させていただくと、それからまた逆に、市への情報提供につきましても、一度、議会のほうで、整理、分類をしていただけますと、混乱時の市の災害対策本部の情報整理に、非常に円滑に行えるということで、市としては、非常にその方向ですと助かるというふうに考えております。

ですから、連絡窓口の一本化を図るために、御支援をいただけると、市民のために、両輪としてうまく機能するのかなと考えております。

以上でございます。

○委員長（押本 修君） ほかにございませんか。

なければ、説明側には退席してもらおうことになるんですけども、よろしいですか。今の……

○委員（尾崎利一君） そうしますと、議会の窓口の一本化ということでは、この協力部のところに、議会事務局、議会事務局がここへ入ってるわけですけども、情報の共有と連絡調整の一本化ということになると、ここを通じて行うという方法になるのかと思いますが、伺います。

○副市長（小島昇公君） ただいまの御意見のとおりでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） そうすると、現在は、このお配りいただいた資料で、協力部、議会事務局長が部長で、協力班、議会事務局次長が班長ということですが、ここに、既に市議会との連絡調整に関することということが入っておりますので、現状でも、そういう窓口として、ここは機能するということが想定されているという理解でよろしいでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 今の体制で、災害対策本部の体制としては、そういう体制が一応整備をされており

ます。

以上でございます。

○委員（関田正民君） この前の防災訓練がありましたよね。そのときに、一応、役所で現場に行く前に職員でやりましたよね、対策会議を。そのときの協力部というのは、どんなふうなことをやったんでしょうか。そこまでやらなかったの。やらなきゃやらないでいいんだけど、もしやったら教えてください。

○総務部長（北田和雄君） 一応、協力部ということで、議会事務局長に参加はいただいております。それで、協力部のメンバーに、議会事務局の職員が、実際、図上訓練になりますけれども、こういった情報が入ったとか、議員さんの安否がこういう状況だとか、そういうのを取りまとめて、災対本部で、議会事務局長のほうから報告をしていただくというような訓練はしております。

以上です。

○委員（尾崎信夫君） 確かに、現実はそのいうふうになっておりますけれども、東北大震災のときのあのときには、どういう状況だったのかというのは、おわかりになるでしょうか、3月11日。

○委員長（押本 修君） こちらがですね。

○委員（尾崎信夫君） そうですね。

○総務部長（北田和雄君） 東日本大震災のときの体制ですけども、災害対策本部を設置いたしました。そこには、今お配りしている資料の災対本部と若干違いがあります。それは、消防団本部が本部員に入らなかった違いがありますが、このメンバーで災害対策本部を開きまして、議会事務局長も入っていただきまして、情報の整理あるいは収集徹底は、一応、運営を行って対応はしたところです。

以上です。

○委員（尾崎信夫君） あと、議員さんからのさまざまな情報とか依頼とかというのは、現実にはあったのかどうか。

○総務部長（北田和雄君） そのときは、市内の被害がそれほど大きくなかったこともありまして、情報提供はいただきましたけれども、具体的な御依頼とか、そういうのは、特にはございませんでした。

以上です。

○委員長（押本 修君） ほかの委員の方、何かございませんか。

よろしいですか。蜂須賀委員、よろしいですか。（蜂須賀千雅委員「はい」と呼ぶ）

市側への発言については、この辺でよろしいでしょうか。

意見ですか。

○委員（関田正民君） 直接これとは関係ないんで、一応、対策本部になっていきますので、この前、誤報がありましたよね。何だっけ、あれ、1カ月ぐらい前だっけ。あのときは、市はそれこそどんな対応しましたか。

（「地震」と呼ぶ者あり）地震だったっけ、何だっけ、あったよね、あちこちで。あれこそ、何も動かなかった。答えられなきゃ答えなくていいから、直接のあれじゃねえから、帰られる前にと。思って。

○総務部長（北田和雄君） 私は、たしかその時点、外で、携帯でそれを受けた記憶がございます。その後、市のほうから特に連絡もありませんでしたので、市内部では、実際、揺れが起きてませんでしたから、特に動きはなかったというふうには理解しています。

以上です。（関田正民委員「済みません、余計なことを言って」と呼ぶ）

○委員長（押本 修君） よろしいですね。

市側への質問については、この辺でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、これをもって終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前 9時37分 休憩

午前 9時38分 開議

○委員長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、引き続き御意見等ありましたら、御発言のほう、お願いいたします。

○委員（尾崎利一君） 今の市のほうから御意見伺いましたけれども、そういう災害時に、議員と市との窓口として、議会事務局が窓口になるということで、議員の側には、きちっとその旨徹底をして、直接各自からいろんなところへ、総務部等へ電話が入ってということではなくて、災害時には、この議会事務局を通じて情報の提供や収集を、市との情報の共有も行っていくという点については、改めて議員の中でもきちっとしておく必要があるのかなということ、議会事務局の中で、そこら辺の災害起きたときの議員との関係での対応マニュアルがあるのかどうかあれですけども、簡単なものでも、そういうものがあればあったていいですし、なければつくっていただく必要があるのかなというふうには思います。

○委員長（押本 修君） ちょっと一ついいですか、私のほうからいいですか。

これ、既にこちらの市側のこの災害対策本部の組織図という中に、協力部ということで事務局が入っているんですけども、この中の①に、市議会との連絡調整に関することってあるんですが、具体的にこれどういう——既にもうこちらとしてあるものというのは、具体的にどういうものがある。例えば、こういう形の連絡をすとか、今もう既に市議会との連絡調整に関することというこの文言に関して、何か今もう既に決まっていることっていうのはあるんですか。

○議会事務局長（関田新一君） 今の御質問でございますが、市議会との連絡調整に関することということに関して、何か決められたものがあるということはございません。

先日の総合防災訓練のときも、私が、災対本部の本部員ということでございますので、仮想でございますが、22人の各議員さんと連絡調整をして、連絡がとれた、連絡がとれない、そういうような情報を逐次、本部会議の中で報告をさせていただきました。また、各本部員のほうから、情報を得たということがございますので、各議員さんのほうに至急お伝えしなければいけない情報につきましては、それをこちらからまた情報発信をさせていただくということでございまして、特に定められたルール、また書式があるということでは、現在はございません。

以上でございます。

○委員長（押本 修君） 要するに、既にこの決められた組織図のこの中に、この文言があるんですけども、連絡をとるということに関しては、それはもう既に決まってやられるということでもよろしいんですね。わかりました。

済みません、どうぞ御意見のほう。

○委員（尾崎利一君） 今の図上訓練、何ていうのかわからないけれども、その訓練の中で、議員と連絡を取り合うと、議員に情報を提供するということが実際にやられてるということですので、私は、それで十分なのか

など、それ以上のことをまたやると、逆に混乱をしかねないのではないのかなというふうに思います。

○委員長（押本 修君） ほかに御意見ございませんか。

同調する意見でも、それに反する意見でも、その辺、どうぞ御自由に発言のほうは。

○委員（二宮由子君） 現状、そういった今局長がおっしゃっていたようなことなんですけれども、ということは、もうこれ以上、例えば議員のマニュアルをじゃつくりたいとか、そういう話にはならないということで、皆さんは、それでよろしいのかどうかをちょっと伺いたいと思います。

○委員（中野志乃夫君） 先ほど副市長の発言で、まさにそのとおりだと思ったんですけれども、私のこれは多少推測を交えて言えますけれども、災害対策本部を構成する立場とすれば、議員の立場というのは、やっぱり地域のリーダーとして、その地域でいろいろ情報をいただくほうがありがたいというのは、まさにそのとおりだと思うんですよ。

実際、現場で、またいろいろ本部のほうにかかわったりすると、やっぱり市の職員ですから、議員に対して、どうしても遠慮があったり、いろいろちょっとそれに対して対応しなくちゃいけないという余計な仕事を与える可能性が十分あるので、逆に言うと、あくまでも事務局が連絡関係で押さえて、そのもとで議員は、連絡は頻繁に取り合うという形が一番いいと思いますので、先ほどの意向を聞いた上で言えば、私は、もう一応、議会の云々というか、あえていろんなものをつくる必要はないんじゃないかと、現状のままでいいんじゃないかと思います。

○委員長（押本 修君） 今二宮委員のほうから、皆さんどうなのかなという御意見がこの前に出たんですけれども、ある意味、それに対する御意見というふうに受け取ってよろしいですか。

じゃ、済みません、お一人ずつ、それ、今二宮さんが言われたことについて、お一人ずつ、要するに、現状のままで皆さんいいのかなということをおっしゃっているんですが、いかが。

○委員（佐竹康彦君） 私は、この議題が上げられたときに、こういったものはつくるべきだということで、お話をさせていただいて、今も市側の説明を聞いても、その考えは変わりません。

と申しますのは、こういう話題が出て、市側からこういう説明を聞いて、初めて市の役割、事務局長はどういうことをするのかとか、議員はどうこうしたほうがいいんじゃないかという、議論して初めて今ここで共通認識が生まれて、ああ、言われてみればもっともですね、そうですねということの認識に至るわけですけれども、そういったことが、この場でその議論を終わって、じゃそれでよろしいですねと議論が終わって、じゃ5年後、10年後、そういった議論に参加していない新しい議員がこの場に来る、そういった人たちが、またなった当初、なった翌日にでも、災害って起こるかもしれないわけですよ。そうしたときに、その議員が、じゃ自分は議員としてどうしたらいいんだろうというときに、何か明文化されたもの、形として明示してくれるものというものがあつたほうが——我々はいいですよ、この議論に参加して、そういったことを聞いて、今までの議員歴も長い先輩方、たくさんいらっしゃいますから、当然役割も十分わかっている、この市役所の方との人間関係も十分意思疎通ができるという、そういうことはありますけれども、5年後、10年後、未来の東大和市の議員が、災害になったときにどうしたらいいのかということをやはり形として残しておく必要はあるなど。

で、我々も、いざ災害が起きたときに、混乱する中で、じゃ指針としてどうしたものがあるかというふうな手元に、そういった明文化されたものがある、皆様の御意見お伺いすると、例えば配られた中で、条例のような形で、何条何条というような形でしている自治体もありますので、こういったものは、望まれていないのかなど、難しいのかなというふうに思いますけれども、簡便なマニュアル、例えば小金井市ですとか沼津ですと

か、そういったところのような形でも構いませんので、こういったマニュアルをして、わかり切っていること、当たり前なことだけでも、こういった形で明文化をして、我々議員も、しっかり災害時にはこうするんだということを常に確認できるような体制をとっておくことは、やはり私は必要なんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○委員（尾崎信夫君） 私は、基本的に提案した側ですからあれですけれども、いざというときに、今まで、いざというときがなかったわけなんで、これは、やはりいざというときは、私は混乱するんだと思っております。ですから、その意味では、きちっとした明文化したもの、条例をつくるとか要綱じゃなくても、議員の安否確認、それから議員からの情報をしっかり得て、それを災害対策本部に伝えるという、先ほどもあったように、議会事務局としての使命はあるわけですから、そういうものの情報収集したものをきちっとした形で明文化していくことが、議会としての、議員としてのそれはやらなければならないことだろうと思いますので、いざ目の前に、それは、助けることは、議員として動くかもしれませんけれども、何かの応援をいただければならないというときに、それを災害対策本部のどここの部署に、直接連絡するなんていうことをしたんでは、かえって混乱を招くわけでありますので、それらの情報をしっかり議会事務局に伝え、議会事務局から災害対策本部に伝えるというようなやはりしっかりしたものをつくっておかなければ、混乱を招いてしまう可能性が高いわけでありますので、それらは、ぜひ私は、つくっておく必要があるんだと思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

以上です。

○委員（蜂須賀千雅君） 先ほど市側の説明と、それから今議会事務局長のお話を聞かせていただき、それから会派のほうで、委員長も含めてお話を会派のほうでした結果、我々としては、今事務局長のお話もありましたが、現状、このように対応されておりますので、それできちんと議員に対しても引き継ぎもされて、きちんと職務を遂行されているというふうに思いますので、特に改めて必要はないんじゃないかというのが、うちの会派として結論が出ておりますので、我々としてはそのように考えております。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 私も、基本的には必要ないと思いますけれども、明文化という点では、懸念されるのは、議員が、災害が起きたときに、防災関係の部局に直接連絡をとったりすることが、混乱というか、非常に煩雑なことになりかねないということはある得ると思いますので、申し合わせ事項的なことで、災害時、議会事務局を通じて、災害本部と連絡を取り合うという程度のことは、簡単な一文程度で載せておく必要はあるのかなというふうには思います。

それから、ちょっとこれは質問もしていいですか。

○委員長（押本 修君） どうぞ。

○委員（尾崎利一君） 小金井市議会災害時対応マニュアルというのを代表者会議に配付された資料で、以前いただいていますけれども、この中で、議会開催時の本会議が開催されている場合、それから委員会等が開催されている場合ということで、議会での対応、議会開会中の対応についても、このマニュアルの中には出てるんですけども、私は、これ、多分通常の議会運営上の決め事の中で、わざわざここに別途つくらなくても、災害時、議長や委員長の判断で、議会をその場でやめたりすることはできるんじゃないかと思うんですが、その点について、ちょっと議会事務局に確認したいと思いますが、よろしいですか。

○委員長（押本 修君） 暫時休憩いたします。

午前 9時51分 休憩

午前 9時51分 開議

○委員長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議会事務局長（関田新一君） お答えをさせていただきます。

小金井のお手元でございます市議会災害時対応マニュアルというものをごらんになっての御質問だというふうに感じてございますが、現在当市の場合は、先ほどの例も含めまして、このように定めたものがないということでございますので、万が一、本会議中または委員会開催中等、何かあった場合には、それぞれ議長または委員長の権限に基づきまして、対応するという通常の対応だというふうに理解をしてございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） その通常のこれまでの議会運営の決まり事の中で、それは、対応は可能だという認識でよろしいですか。

○議会事務局長（関田新一君） 議員の手引等の中に、特段のそういう事情の特殊例というのが記載はございませんので、この手引の中にごございます通常の会議規則ないしその他の規則等に基づいて、処理をしていくということだというふうに理解してございます。

○委員長（押本 修君） 私、最初に当選して、最初か2年目の12月の議会中に、湖畔で火災がありまして、そのときも、議長の判断で、途中で、議会、あれ一般質問だったのかな、切り上げた、終わったんですよ。これも、要するに災害時と同じ対応だと思いますので、既にそういう経験も議会にはあると思いますので、現状それは、そのときの判断は、議長がされるということなのかなというふうに思うんですが。

じゃ、済みません、よろしいですか。じゃ、引き続きで、二宮委員は振りまじりましたが、御自身の意見、まだ言われていないので。

○委員（二宮由子君） 私自身は、先ほど局長も通常とおっしゃっていましたが、一災害になると通常判断ではない点もございますので、何事にも、議会というものは、例えば条例ですとかマニュアルに沿ったですとか、その対応とか判断というのは、事務局も先ほどおっしゃった議員の手引とおっしゃっていましたが、そういったやっぱり明文化したものがあれば、それに沿ってやることによって、どなたからも、異論もなければ、文句もないというんでしょうか、そういった対応になると思いますので、できれば、条例ではどうか、対応マニュアルですか、そんなにかちつとしたものでないと思うんですが、うちの市議会としては、災害時にはこういう対応しますよぐらいのマニュアルがあってもいいのかなというふうに思います。それに沿って、事務局も判断をしますし、議長も副議長も判断をされるでしょうし、議員も、もちろんそのマニュアルに沿って対応すれば間違いはないというふうな形で、東大和市議会はこういう対応しますという明文化されたものが、あったほうがよいのではないというふうには思っております。

以上です。

○委員（関田正民君） 私は、現状のままでもいいということ、マニュアルつくるのは、決して悪いことじゃないと思うんですよ。つくることは悪いことじゃないんですけども、今ここにあるように、さきも皆さん、心配しているように、議員個々が、いろいろな課に電話して、どうだこうだ言うと、確かに混乱が起こります。そのたびに、事務局長が、議会事務局側が部長として入っているわけですから、協力部の中に、そして

今局長の説明のとおり、各議員に常に連絡をとり、情報提供するということになっておりますので、局長が一本化なんですよ。

それで、議員が、いろいろ問題があった場合は、局長が議長に相談をして、この前も言いましたけれども、議長は議会の責任者ですから、それで判断をして、議員招集をかけるでしたらかけるで、そういうふうに決めておかないと、マニュアルをつくることは決して悪いことじゃないですよ。悪いことじゃないけれども、結局そのとおりできません、議員各自、みんな行動が違うんだから、後援会があって、その人たちに、私の場合は、まず第一に狭山のことを考えますという人もいれば、いやいや、俺は、後援会ないよ、支部もないよ、全国区だよという人もいます。対応のほうは、それぞれの対応が、5年先、10年先というけれども、何年先といったって、議員の行動は同じなんですよ。

そのたびに、こんな明文化してきれいごとを言うよりは、この対応が一番きれいです。事務局長が責任者で、議員と密に連絡をとって、行動をそれで役所のほうへ、本部のほうへ言づけをされているんですから、これ以上いじくるとおかしくなると思います。私は、これはすごいいいと思います。私はこのとおりでいいと思う。

○委員長（押本 修君） そのほか、御意見ございますか。

今一巡した皆さんの御意見を聞いて、何かそれについて御意見、もしあれば、お願いいたします。

○委員（佐竹康彦君） 今の関田委員のお話も、わかる部分もあるんですけども、別に議員のマニュアルが議員の行動を一から十まで災害時に縛るということではなくて、議員と議会は、災害時にこういうことでやるんだというようなある程度のモデルケースを提出しておくというのも、非常に大事なんじゃないですかね、マニュアルという形、簡単な形で結構です。

ただ、地元のことに対応するというのは、市側も、当然そのとおり、そういった役割を期待されるというふうにお話しされておりましたし、個々の議員で、個々の状況は違いますし、それこそ、5年後、10年後の議員も、それぞれの個々の状況はあると思いますけれども、今後のこれからの東大和市議会議員として、自分個人のお話ということではなくて、議員のあり方として、議会のあり方として、そういった明文化されたもの、マニュアルというような形でもあったほうが、災害時に議員というものはこういうことをするんだと。

今ここに初めて議題として提出されて、議論するから、じゃ自分はこうする、こういうときはこうなんだというふうに、皆様が考えるし、皆様の会派の中で意見が出るわけですけども、そういったことがない場合に、じゃそういったことが一切議論なく災害が起こったときに、じゃ本当に議員全員が、事務局長に連絡を一本化するようになるかどうかということですよ、我々自身も。

そうしたことを考えた場合には、やはりここは、せつかくという言い方は語弊がありますがけれども、東日本大震災というような大きな災害があって、災害について、日本全体で考えるような時期に来ておりますので、そういったときに、我々東大和市議会は、また市議会議員は、こういったことを考えて、議員のあるべき姿というか、議会のあるべき姿というものをこういった形で残したと、これに基づいて、それこそ例外は出てくると思いますよ。マニュアルどおりに行動しなければ、罰せられるというようなことではないですから、例外は幾つも出てくるとは思いますけれども、大枠、大筋としてこういった形でやるんだというようなものだけ明示しておくことは、後世のためにも大事なんじゃないかなというふうに考えます。

以上です。（発言する者あり）

○委員長（押本 修君） 決はとらないですけども。ちょっとよろしいですか。

最初の市側のほうの説明から今までの話をまとめますと、皆さん、共通してその辺、認識、持たれている部分については幾つかあると思うんです。

一つは、先ほど副市長のお話の災害時には、皆さん議員それぞれが地域のリーダー的役割を担ってもらいたいという点については、皆さん、そこは当然理解されてるところだと思いますし、その後におっしゃっていた、当然その連絡網として窓口を一本化して、それぞれが、あっちへかけたりこっちへかけたり、災対本部に直接かけたりということはないようにしていただきたいということも、そこは、皆さん、多分認識されてると思うんですよ。

そこで、じゃそこはもうわかったと、それについて、じゃ単なる連絡網としてきちっと整備をすればいいだけでいいのかと。じゃなくて、もう少し具体的な行動について、こうするべきであるという簡単なものでいいから、何かそれを明文化したほうがいいのではないかという部分が、その先にあるんですが、その辺はどういうふうにお考えですか。

○委員（中野志乃夫君） 先ほど私の立場は言いましたけれども、今確かに、条例とか、そういうものはなくてもいいということも、議長自身も言ってらっしゃっていましたから、あと尾崎利一委員のほうから、本当に、一文というか一言というか、その程度でいいという話も出ていますので、本当に今出たように、災害時とか、そういう緊急時には、情報なり、いろいろなことは、議会事務局に集約するという、そういう一文だけを申し合わせ事項としてつくる程度でいいんじゃないかと。

それは、逆に、私は、ちょっと今聞いていて、どうしても議員の立場で、やっぱりいろんなところに顔を出したがる人もいるし、その混乱を防ぐ意味でのそういう意味合いとして必要なという気がします。だから、その程度の一文でいいと思います。

○委員長（押本 修君） ほかにございますか。

○委員（尾崎信夫君） この間の東北大震災のときには、実際には、何も議会は動いてなかったのが現実ですよ、当日は。です。ので、ある程度、まず議員の安否確認、そして連絡調整ができるような体制づくりを議会としては、議会事務局として、いざというときに、やはりきちっとしたものが、ある程度のものが、例えば議員との安否確認、それから災害対策本部からの連絡をしっかりとこのように議員に流すというぐらいのこと、また議員からそれぞれの各市内の状況の情報を得られるということぐらいの明文化したものをつくっておかないと、なかなかこれ、いざというときになかなか動けないだろうと私は思っております。

あのときは、ただ5弱でしたから、そうあれはなかったと思いますけれども、これが6を超えたときには、当然被害が出てまいるわけでありますので、そのときにどうなるかということ考えたときには、やはりある程度なものは、つくっておく必要が私はあると思っております。

当然、議会事務局だって、ずっと今いらっしゃる方がいるわけじゃありませんし、当然かわっていくわけがありますから、そういうものをわかるようなものにしておかなければ、議会事務局としても、動けないところがあるんだと思いますので、その辺のことは、ある程度のことを議会としてやらなきゃならないことぐらいのことは、ある程度、私は、つくっておくことが、私は大事だと思いますので、ぜひそれは、皆さんで、やはりそこだけは、御納得いただいて、決めていただきたいと思っておりますので。

○委員長（押本 修君） それは、あれですか、その連絡に関する申し合わせということ以上に、行動についても、ある程度の具体的な内容も盛り込むという意味ですか、それは。

○委員（尾崎信夫君） 別に、安否確認はすると。行動が何してるかということ、でも一応、議会でもわかっ

ておく必要は、私はあるんだと思いますね。それを強制的に必ず議会に来なきゃいけないとか、そういうんじゃないくて、何々議員は、ここにいて、災害のことで対応してますよ。それから、自治会等、いろいろやっておりますとか、また市外にいる方もいるわけですから、市外にいて、こういう状況ですという、そういう状況の確認。で、その後の情報を伝達できる体制づくりは、つくっておく必要はあるんだと思いますし、実際に、大きな地震が起きたときには、当然、代表者会議は開くとか、また議員を全協、開いて、いろいろさまざまなきゃならないってことも現にあるわけでありますので、東北の震災のときには、それぞれの各市は、やはり1カ月後、2カ月後にちゃんと開くようなことをしておりますし、現実の問題としては、そういう必要性が出てくるわけでありますので、確認ができてないと、どこにいるかわからないというんでは、事務局としては、連絡のとりようがないわけですので、情報を流すにしても、その点が必要なんだと思います。別に規制をするんじゃないくて、こうしなきゃならないということじゃなくて、そこで、議員として、また個人として動いていることはあるわけですから、それまで規制をかけるということではありませんのでとっておりますけれども。

○委員（関田正民君） 今尾崎委員が言うように、まさしくそのために事務局長が入っているんですよ。それで、常に連絡をとるといっても、事務局長が、それがあんたの仕事だよとここにうたわれているわけですから、それで十分だと思うんです。

いろいろ私、この前の地震のことで言いますと、さあ、地震、ちょうどすごい揺れで、芝中からの仲間から、冷蔵庫が倒れちゃったということで、手伝いに実際に行きました。それで、その棟、4軒ぐらいいかな、手伝って、けが人もなかったし、大したことはなかったから、行政には電話しませんでしたけれども、やっぱり芝中の5階建てすごかったんですよ、みんなもういきなり倒れて。実際そういうことはありますけれども、やっぱりこれをちょうどいい教訓で、こういうことできたわけですから、まさしくそういうときに事務局が各議員に電話すれば、すぐ連絡が入るわけですよ。だから、今もう本当にこれはまさしく十分だと思う。

ただ、あとさっき中野委員が言うように、足すんなら、そのぐらいのことを一文足しておいて、それでまたあと議長がこの間に議員の招集かけるのであるなら、何か一応、一行、議会の責任者として、この中にちょっと入れるとか、そのぐらいで私はいいと思いますよ。そのほうが、一本でできちゃう、とにかく一本にするべきですよ。そのために、局長が部長で入っているんだから、それから人事で誰がかわろうと何しよう、この組織は変わらないわけですから、議員は常にわかりませんけれども、そういうことです。

○委員長（押本 修君） ほかに御意見ございませんか。

○委員（佐竹康彦君） 体制については、そのとおりだと思うし、全く異論はないんですけども、じゃ今先ほど事務局長も御答弁いただきましたけれども、特にこういうことをやるとかなんとかという文章はないわけですよ、実際に今の事務局には。（尾崎信夫委員「ないですよ」と呼ぶ）ないですよ、ないわけですよ。であるならば、例えばこの沼津市議会のマニュアルなんですけれども……。確認したほうがいいですか。

○委員長（押本 修君） 返事、いただきますか。

○委員（佐竹康彦君） はい、ないわけですよ。

○議会事務局長（関田新一君） ただいまの中では、マニュアルですとか、そういうものは、特にございません。

○委員（佐竹康彦君） 例えば、お配りいただいた沼津市議会のマニュアル等を見ますと、内容を見ますと、皆様が読んでわかるように、全くおっしゃるように、議会、災害が起きたときには、こういった形で連絡を集約

するとか、そういったことが、わかり切ったことが書いてあるわけですよ。わかり切ったことが書いてあるけれども、書いてあるわけですよ。やっぱりこういったものを目にできる形で残しておくということは、私は、いざ災害が起きたときに、その備えとして重要であるというふうに考えます。

法律とかなんとかというのは、もちろん当たり前のことでも書いておくということがやっぱり重要なことであって、選挙に際しても、買収なんかしちゃいけないというのはもう当たり前ですよ。当たり前ですけど、わざわざ書いてあるじゃないですか。これ、極端な例ですけども、それと同じように、事務局長が連絡の窓口になるのは当たり前、議員が地域の活動するのは当たり前、当たり前ですけども、そういったことを文言にして文書化しておいて、マニュアル化しておいて、きちんと形に残しておくということが大事なんだということを私は言いたいわけでありまして、皆さんが、心の中で思っている、常識として思っているということは、それはそれとして当然だし、それはそれとしていいことなんですけれども、それをきちんと形に残しておくということは、やはり大事なんだということ、この点は、ぜひ御理解いただきたいなというふうに思います。

○委員（蜂賀千雅君） 議会事務局としても、明文化がないということだったんですけど、そちらを逆に調べていただいて、我々に提示していただいたほうが、我々も、それで議会事務局としては動いてくれるんだというのがわかるので、それで十分かなと思うんですね。

さっき副市長は、各議員が個々に連絡されたら困ると言ったって、する議員はしますから、先輩議員は確実に、そんなことを言ったって、絶対しますから、そんなことを言ったって、絶対しますよ。だから、それだったら、議会事務局として、こういう体制できちんと対応していただいているというのを示していただいたほうが、私は、いいのかというような、（発言する者あり）今実際、局長としては、口頭で、災害が起きたらこうしますっていうことは言われたんですけども、そちらを逆に明文化していただいたほうが、我々も、連絡、入るんだということがわかるので、我々としてつくるんじゃないかと、そちらは、逆に私は欲しいなと思うので、ちょっとそちらを少し考えていただけないかなというふうに思います。

○委員長（押本 修君） ちょっとよろしいですか。

ちょっと私、今の質問の前に確認したことがあるんですけども、申し合わせ事項、幾つか今まで議会の中であるんですけども、それを今回の件について、申し合わせ事項をつかって、それを最終的に代表者会議に諮って決定しなきゃいけないんですけども、手引のほうに申し合わせ事項として載せるということも可能ですので、それも一つの方法です。（発言する者あり）そう、中野さんのというか、最初に利一さんが言ったような件なんですけれども、それも一つの方法だそうです。

今の質問について、ちょっと事務局からよろしいですか。（発言する者多し）

いずれにしろ、あれですよ、この前の震災後のやはり考え方の変わりもあるんで、今まではなかった。（発言する者多し）ごめんなさい、二宮さんね。

○議会事務局長（関田新一君） 先ほど来御議論をいただいております、明文化されたマニュアルがないということでございますが、一定のルール等に基づいて、また慣例等に基づいて、事務局としては、22人の議員さんに、同様に、瞬時に情報をまず提供して、また地域の代表である議員の皆様の方から情報を受けて、それをまた市のほうには、伝えていくということを行動しているわけでございますので、今やっていることを先ほど佐竹委員のほうからもお話がございましたとおり、今やっていることを当然のように明文化するということがあれば、余り事細かに、例えば震度5のときにはどうなるのか、震度6のときにはどうなるのか、これまた難しい議論が出てくるというふうに思いますので、基本的な事務局としての対応、また各議員さんへのお願

い事、そういうふうなことであれば、一定の文章化することは可能だというふうには考えてございます。

以上でございます。

○委員（二宮由子君） 今現在の事務局の災害に限らずいろいろな対応というのは、議員の手引に沿って対応されているので、ですから災害対応マニュアルに沿って対応していただければいいので、それは、別に事務局のマニュアルをつくるじゃなくて、うちの議会としての対応マニュアルに沿って、事務局が、いろいろと連絡なり情報収集なり本部に上げるなり、そういうことをやっていただければいいと思うので、議員の手引のものの災害版という——少しもっと簡素化のものでいいと思うんですけども、そういうものをつくったほうが、事務局としても対応はスムーズなんではないかと思うんです。（「いや、そんなことはない。今やっているっていうの。わざわざ外からつくったら、逆にさ」「おかしくなっちゃう。面倒くさくなっちゃう」と呼ぶ者あり）

○委員長（押本 修君） 私が、さっき申し合わせ事項として幾つか決めて、それを手引のほうにと言ったのは、我々の動きのことにについてなんです。例えば先ほどのだめだと言って連絡をするやつがいる、それはだめなんだよということも一文にして、そこはもう連絡網を一本化するのが我々の最低限の役目なんですよ、混乱を来さないために。そういう部分を、我々の動きとしての決まりを幾つか申し合わせ事項として載せるのもできますよという話なんです。そうなんです。（発言する者あり）

ただ、一点、やはり今連絡をして、安否の確認っていうことをされてますということなんです。そこは、もう少し事務局としての役割として、幾つかもう少し整備はしてもらいたいという気持ちはあるんです。そこ我々の行動を整えることで、実際のきちとした対応になるのかなと思うんですけども、双方だと思うんですよ。

済みません、どうぞ。

○委員（佐竹康彦君） 私は二宮委員の意見に賛成で、例えば事務局の動きだけを記載するというよりも、議会の一員としての議員の動きも、やはりそこに、動きとか縛るわけではないですよ、御懸念されているようなことではなくて、縛るということではなくて、それこそ個々人で口を出さないとか、そういった事柄でも結構です。議員としてはこうだということ、本当に、沼津市議会のこのマニュアル、簡素でありながら、要点を得ていて、こういったもので結構だと思いますので、こういったものでもつくらないのをつくるのとは私、大きな違いがあるというふうに考えます。

以上です。

○委員（関田正民君） 反論するわけじゃないんですけど、事務局に全て任せるとのことじゃないと、佐竹さん。（佐竹康彦委員「わかってます」と呼ぶ）いいですか。今言うように、議員が、変なものが多いから、常識を持っているようで持っていないのが多いから、そういうことなんだよ、一番大事なことなんだよ。それで、あとの行動は、さっき言ったように議員個人の問題であって、行きたくなくや行かなくていいし、あとはみんな自分に返ってくるんだから、だからそれでいい、今蜂須賀さん言った意見は大賛成、そういうことです。

○委員長（押本 修君） わかりました。

発言される方、私が指名しますので、手を挙げてくださいね。そこは守りましょう、皆さん。

御意見ございますか。

○委員（中野志乃夫君） 今の皆さんの意見を聞けば、最終的に事務局のほうで、案文をつくっていく方向で、ちょっとそういった話も出たので、とりあえずそれをつくってもらって、それを受けて、あと確認するような

形でいいんじゃないかと思います。

○委員長（押本 修君） それは、要するに申し合わせ事項という部分ですか。

ほかに御意見ございますか。

○委員（尾崎信夫君） 申し合わせ事項だとするならば、ここでちゃんとしっかり議論して、こういうこと、こういうことはどうなのということを私は、決めるべき、議会が。事務局から出されるんじゃないで、私たちから決めておく必要は、私はあるんだと思いますので、一定のものをつくって出す、決めておく必要が、私はあると思いますので、そこは、やはりしっかりやっておく必要があるのかなと私は思います。

○委員長（押本 修君） ほかにございますか。

○委員（関田正民君） 一つの案として、仮の話として、その申し合わせ事項に載せるのであるなら、議員は常に事務局に連絡するとか、それが必要だと思うんですよ。これは、案として、また例として、そのぐらいのことでいいんじゃないのかなと思うんですよ。そうすれば、ほかの課へ行こうと何をしようと、ほかの課で相手する必要はないんですよ。それで、事務局長もはっきりと言えるから、やっぱりそのぐらいの申し合わせ事項でいいのかなと、これは、一つの案として私はそう思います。

○委員長（押本 修君） ほかにございますか。（発言する者多し）

○委員（中野志乃夫君） 今関田委員が言ったように、ちょっと具体的などいうんだから、今具体的にそういう形で、先ほどの論議を聞いていけば、大体わかると思うんですよ。あくまでも、事務局が各議員間の連絡のそれになって、あと各議員は、勝手に、一文入れたほうがよさそうだからあれですけども、ほかのところいろいろ連絡して、混乱しないように、あくまでも情報は事務局に一本化ですよって、まさにその程度の本当に文章で、私はいいと思いますよ。（関田正民委員「全部含んでいるよ」と呼ぶ）

○委員長（押本 修君） ほかにございますか。

○委員（尾崎信夫君） 皆さんの言う発言を聞いていけば、結局、二宮町議会のこの要綱、38ページに載っておりますけれども、議長はこうすべき、議員はこういうことにすると、ここにちょっと協力要請なんていることは入ってますから、これは、ちょっと疑問なところはありますので、例えば、議長は、災害対策本部が設置された場合には、直ちに可能な限り災害状況報告を議員にするということも、これ明文化されておりますし、各議員の行動を掌握する、この辺のことは、別に書いてあったからってどうこう規制されるものじゃないと思いますし、議員の対応としては、議員は、災害状況をできる限り掌握することに努め、議長に報告することともに、議員相互で情報交換する。

また、2番目には、議員は、町内会、自治会に協力し、地域住民の救援に当たるということは、これはもう基本的なことなんだろうと思いますので、この程度のことをまとめられないということにはならないんだと、今の皆さんの御意見を聞いていけば、そういうことになっていくんではないかと思っておりますので、やはりいざ災害が起きたときに、どうするかということのある程度のことは、明文化しておいておく必要が、私は、今後必要なのかなという気がいたしておりますので、ぜひその点は、また御議論いただければよろしい。

○委員（尾崎利一君） 私は、先ほど市に伺って、市で災対本部をつくると、それでそれと別建てに、何か議会のほうで災対のような組織をつくると、やはり混乱をします。この二宮町議会や沼津市議会や、それから先ほど私言った小金井なども、正副議長の役割とか、正副議長が何か要請するとかという文言が入ってるんですよ。そこが、やっぱり正副議長にそういう責任や何かを与えるのかどうかという点が、ちょっと違うんだと思うんです。

私は、要するに正副議長ということで、何か責任を負わせたり、任務を与えたりということになると、そこで議会としての組織がどう動くのかということが、当然そこには出てきてしまうので、そうではなくて、基本的な市の災対本部で、事に当たっていく中で、議会というより議員の身の処し方をきちっとその中で位置づけておくというふうにとどめないと、私は、市の災対本部で、市議会でまた何かということが、それぞれマニュアルを見ると、やっぱり正副議長の役割を定めている。だから、そうするとそういうことになっていくので、やはりそういうことではなくて、議員としての対応を定めるで、それは申し合わせ事項、僕は、余りたくさん、1ページでも——文章はなるべく少ないほうがいいと、確認すべきことは、簡素なことで、一行、二行できちっと議員の対応が確認されれば、それでいいというふうに私は思います。

○委員（関田正民君） 尾崎さんの言うとおりであって、だから基本は、さっき副市長が答弁したとおりで、議員は各地域のリーダーなんですよ。それが一点ですよ、それが基本でいいんですよ。だから、そんな長く文章は要らないと思います。あれが原点だね。

○委員（尾崎信夫君） 決して、私が発言しているのは、議会として何かをする、災害対策本部とは別に動こうなどと思っておきませんので。ただ連絡については、じゃ事務局長が事務局長独自でできるかといったらそうじゃないわけで、常にそこは議長の判断を求めていくわけですから、そこは、事務局と議長との関係ではあるわけですから、そこは、結局、事務局長が動くということは、議長の指示に基づいて動くということになりますので、そこは、あえてそう申し上げているのであって、別に新たな組織をつくってということではありませんので、通常の連絡をするためには、そういうことにしないと、事務局長、動けないんじゃないかと思えますけれども、この点の……

○委員長（押本 修君） ちょっとよろしいですか。

この今、市のほうで制定しているこの組織図に関しては、あくまで市長を長としての連絡網ですので、そこに現状は、議長の判断というのはないと思うんですよ、これについては。（発言する者あり）当然、事務局長からの報告は、逐一、議長にはあると思うんですが、その逆の指示でこちらが動くということは、この組織ではないと思うんですよ、多分。

○委員（尾崎信夫君） いざとなれば、そういうことになっていくんだと思うんですが、ちょっとその辺はどうなんですか、事務局長。

○議会事務局長（関田新一君） きょうの資料でございますとおりで、市の災対本部の組織図ということでございますので、現在、私、本部員という位置づけでございますので、この上の点線でございますとおりで、本部長室というのがございまして、ここが、市長を本部長にいたしまして会議が開かれると、その中に、本部員として、総務部長以下、各部長職、その中に私も位置づけられてございまして、その他関係課長が入っているということでございますので、この組織図に基づいて、協力部ということで、私は、指示、指揮命令系統があるというふうに考えてございます。この中で、協力部の部長でございますので、ここに書いてございますとおりで、市議会との連絡調整に関することということで、議長を初め、22人の各議員さんのほうに連絡または調整を行うということが定められた分掌事務であるというふうに理解してございます。

○委員（関田正民君） まさしくそのとおりでと思います。

ただ、議長が言うのは、私が言っていることは、局長と議員と連絡をとった場合、関田議員が、これこれこうだよと、じゃ議員のことで相談しようと思うときは相談だと思えますよ、議長に。そのときは、議長の判断で、じゃ招集しろとか、それとこれは別個だから、しておとかないと、何のための本部の部長なのかという

ことで、議員のことに對しては、議長の権限は指示どおり動かなきゃまずいんですけども、この場合は、議員なんか、大きなお世話。そのためのちゃんと組織なんだから。だからさつき蜂須賀さんが言うように、余計な口出ししちゃうから……。いいんだけども、それは、だからもう単純にこれでいいんですよ。さつき言ったように、1行か2行、極端な話つけ足して、議員のあるべき姿をうたっていけば、それでいいんじゃないんですか。あとは、議員の個人の自分の思う活動ですよ。

○委員長（押本 修君） それでは、いろんな意見が出ました。

もっと時間があれば、いろいろ皆さん、御意見はお話しになりたいんでしょうけれども、今までのところ、やはりそうはいつでも、議員が勝手な動きをする可能性はとても高いという部分は、皆さん、認識をされているところだと思うので、やはりそこは、何らかの当然文言で、そこを締めようという部分でよろしいですよ、皆さんね。よろしいですよ。要するに、事務局がどうこうというよりも、我々の一つは連絡網ですよ。今回問題になったのは、連絡をどうするかということ、それから我々が、そのときにどんな行動をしようじゃなくて、しちゃいけないほうですよ、しちゃいけないこと、そういうことでよろしいですよ。その辺を明文化して、要するに申し合わせ事項として、残しておこうということよろしいですか。

よろしいですか、皆さん。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） よろしければ、とりあえずたたきとして、それは事務局と正副でつくります。皆さんに、またこんな感じでどうですかというので、いや、要らないもんは、これ、要らない、これが要るよということで、つけたりとったりしていただいて、最終的に決めていきたいということが私からの提案なんです、いかがでしょうか。（発言する者多し）

○委員（二宮由子君） 事前に配られた資料で、皆さんも事前にごらんになっているとは思いますが、先ほど尾崎委員がおっしゃっていた二宮町議会の要綱ですとか、沼津市議会の災害対策マニュアルというものをきょうお手元に持っていらっしやらない方もおりますので、委員の方の中には、ぜひ、そんなに大それたことではないと思うんですね。

例えば、八王子市議会のように、もう何ページにもわたるものがあると、縛りがかかりますけれども、尾崎委員のおっしゃっていたその二宮町議会の要綱などは、本当にもう基本中の基本であるけれども、いざ災害となったときに、こういうことは議員として対応しようということの本当にわかり切っていることだけでも、しっかりと書きとめておくというものの、私は必要性というものを非常に感じておりますので、申し合わせ事項として残すことが、この委員会の中で皆さんがそういうことで一致されればいいんですけども、私自身は、東大和市議会の災害対応マニュアルという形で、基本的なことでも構いませんので、それを明文化する必要があるというふうに最初から申し上げていて、なかなか私自身はいいのかなと思うので、済みません、私自身は、対応マニュアルは必要だと思っております。

以上です。

○委員長（押本 修君） 今の二宮委員の御意見は、そこは、当然こちらで、正副委員長案として、皆さんに御提案するときには当然参考にさせていただきますので、よろしいでしょうか。（二宮由子委員「はい、お願いします」と呼ぶ） それでは、そういうことで、申しわけありません、こちらの……

○委員（関田正民君） そういうことを参考にして、大事なことなんですけれども、じゃ結局、最終的には……

○委員長（押本 修君） そういうことではありません。そういうことではないんです。

○委員（関田正民君） 意見としてね。

○委員長（押本 修君） そういうことではないんです。

○委員（関田正民君） どうせだったら、皆さん、任せねえって言ったら、そのほうが、任せないで、私にやらせろって、一生まとまんねえで終わっちゃうから、はい、以上です。

○委員長（押本 修君） じゃ、一任いただくということよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） お諮りいたします。

本日の所管事務調査はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○委員長（押本 修君） 次に、特定事件調査 行政視察について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

本委員会において、閉会中に行政視察を行うため、お手元に御配付いたしました特定事件調査 行政視察のとおり、特定事件調査事項を決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま決しました特定事件調査事項を閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

次に、閉会中の委員派遣についてお諮りいたします。

ただいま決しました特定事件調査のため、委員派遣を行う必要があります。

よって、会議規則第96条の規定に基づき、お手元に御配付いたしました派遣承認要求書のとおり、議長に対して委員派遣承認要求をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○委員長（押本 修君） これをもって、平成25年第4回東大和市議会総務委員会を散会いたします。

午前10時33分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 押 本 修